

## 川崎市防犯協会連合会補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、犯罪のない社会を理想とし、市民の防犯意識の高揚を図ることを目的として活動する、川崎市防犯協会連合会（以下「市防連」という。）に対し、この活動を積極的に奨励し、安全で住みよいまちづくりに資するために、予算の範囲内で補助金を交付するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金の対象は次のとおりとする。

- (1) 市防連の運営(諸会議、研修会等)
- (2) 市防連の行なう事業(防犯広報、防犯功労者表彰等)
- (3) 地域防犯協会への支援事業

(補助金の交付申請)

第3条 市防連の代表者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に次ぎに掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約
- (4) 役員名簿

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、必要な調査を行ない、補助金交付の指令を行なうものとする。

(市内中小企業者への優先発注)

第5条 補助事業者等は、補助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

(事業に対する指示)

第6条 市長は、事業の執行について必要な指示をすることができる。

(事業及び決算の報告)

第7条 市防連は、補助金の交付を受けた年度の終了後速やかに、次ぎに掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 決算書
- (3) 発注実績報告書(第1号様式)
- (4) 入札(見積り)が行えないことに係る理由書(第2号様式)

2 前項第3号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第5条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 補助事業者等は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書(第3号様式)を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登録され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容(住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数)に変更がない誓約書を提出した者を除く。

4 本条第1項第4号に定める入札(見積り)が行えないことに係る理由書については、第5条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた市防連が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付指令を取り消し、または既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金の交付目的に反する使用をしたとき。
- (2) 補助事業の施行が不相当と認めたとき。
- (3) 補助事業を中止または廃止したとき。
- (4) 第5条又は第7条の規定に違反したとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市防連補助金に関して必要な事項は、市民文化局

長が定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

発注実績報告書

川崎市長 様

所在地 〒 \_\_\_\_\_

企業・団体名 \_\_\_\_\_

代表者 職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日第 号で交付決定された事業について、川崎市防犯協会連合会補助金交付要綱第7条第1項に基づき、次のとおり報告します。

1 事業名 \_\_\_\_\_

2 発注実績（別添とすることも可）

※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。（単位：円）

	契約日	契約種別 (工事、委託、物品)	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
					合計	

3 添付書類

(1) 上記、契約結果の分かる書類の写し

(2) 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴取し難い事由がある場合は、入札（見積り）に係る理由書

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

- 1. 100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約

\_\_\_\_\_

- 2. 発注先

\_\_\_\_\_

- 3. 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

(※辞退届を含む。)

- 4. 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

	(1) 市内中小企業者で取扱いがない
	(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
	(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
	(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
	(5) 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
	(6) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1)から(6)の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

(6) の理由を選択した場合、その事由内容

\_\_\_\_\_

川崎市防犯協会連合会補助金交付要綱第5条に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

企業・団体名 \_\_\_\_\_

代表者 職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

## 誓 約 書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

### 案件名

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

#### 【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年 月 日

（あて先）

補助事業者名

補助事業者の代表者名

住 所

商号又は名称

（ふりがな）

代表者職氏名

資本金の額 円

職員総数 人

（※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。）